

◎新潟県告示第659号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等		
6月27日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	サン・ワークしばた	新発田市全域		
6月28日（火）					
6月29日（水）		新発田市生涯学習センター			
6月30日（木）					
7月1日（金）		新発田市菅谷コミュニティセンター			
7月4日（月）		新発田市豊浦地区公民館			
7月5日（火）		新発田市生涯学習センター			
7月6日（水）					
7月7日（木）					
7月8日（金）					
7月11日（月）		新発田市旧紫雲寺支所（車庫）			
7月12日（火）		新発田市加治川支所（車庫）			
7月13日から平成29年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年1月2日、1月3日を除く。		午前9時30分から正午まで		新潟県計量検定所	上記の未受検者
		午後1時から3時30分まで		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会